

新 城 市 議 会

総 合 政 策 特 別 委 員 会

平成27年3月25日（水曜日）

総合政策特別委員会

日時 平成27年3月25日（水曜日） 午後1時35分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 議員提出第5号議案 「討論・採決」

出席委員（15名）

副委員長 山崎祐一

委員 浅尾洋平 柴田賢治郎 打桐厚史 小野田直美 村田康助 山口洋一

下江洋行 白井倫啓 長田共永 鈴木達雄 滝川健司 中西宏彰

鈴木眞澄 加藤芳夫

議長 夏目勝吾

欠席委員（1名）

菊地勝昭（委員長）

説明のために出席した者

なし

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行

開 会 午後 1 時35分

○山崎祐一副委員長 ただいまから総合政策特別委員会を開会いたします。

これより、昨日に引き続き議員提出第5号議案 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定の審査を行います。

これより、議員提出第5号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 日本共産党の浅尾洋平です。

私は、議員提出5号議案 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の4人の議員が提出した議案に反対する立場で討論を行いたいと思います。

私は、この条例案は住民投票を求める9,200名の市民の皆さんの思いを全く反映していない、むしろ市民の皆さんの心を迷わせ、戸惑わせ、さらに誤解させる恐れがあるもので、断固反対するべきだと考えております。

一つ目には、市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し、もう一つは市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の見直し、この2つのどちらかを問う選択肢では市民は絶対に納得しないでしょう。この間、委員会の質疑で明らかになったことは、大きく言って3つありました。

議案の投票内容ですが、1つには市民にとってわかりにくいこと、2つ目には住民投票を求める署名内容に答えていないこと、さらに3つ目には市長案（現行案）の選択肢が入っていないことなどです。

質疑では、このような3つの重大な欠陥があることがわかりました。その象徴が議案のいう投票用紙の選択の文言のどちらにも、現計画の見直しとなっているということです。市民の皆さんは、このような市議会のやり方に驚きと怒りを隠せないと思います。

さらに質疑の中では、提案者の4人の議員

の間で大きな意見の違いがあることもわかりました。提案者の4人の議員からの発言がたくさん出てきました。例えば、投票内容は4人の間でも相違があるとか、市議会最終日の朝まではまともならず、昼にまとまった条例をそれを出したとか、4人の議員の間で投票内容をわかりやすい投票内容の変更もすると内々では約束したはずだったのにほごにされたなど、この議案は共同提案とは形ばかりで、一部議員による談合・すり合わせの産物ではありませんか。

それだけではありません。この議案の質疑を通して、この条例づくりに穂積市長が関与していることもわかりました。こんな発言もありました。これまでの住民投票の条例をつくる経過の一連の中で市長との懇談会も得ている。市長の指摘や修正も受けながら議案はつくられてきたのであります。

事実、白井・加藤両議員は、次のように文書、議員の皆様への中で書いてあります。

事前に市長との懇談会での指摘も受け、修正を行いました。3月17日、このプロセスは公開、透明性や9,200名の署名内容とはほど遠くなっていきます。議会最終日のお昼にまとまったという修正を前提にした不完全な条例案として議会に提出されたのであります。

私は市民の皆さんから、これでは市民不在、市議会軽視ではないか、議員が市長に取り込まれたらおしまいだよ、なぜ市長がかかわっているのかという市民の声を聞きました。

また、原案第15条では、新城市民に対し、開票の確約がなされていません。開票自体を規則で定めるとすると、開票の基準については再び議論をしなければならないでしょう。私は原案第1条、住民の意思を確認することを目的とするとある以上、必ず開票しなければならないと考えます。しかし、このままでは投票しても開票しないという選択肢も出てきます。

こうした問題のある条例案に対して私は

9,200名の住民投票署名を集めた市民団体のメンバーの方々に意見を聞きました。すると、皆さんが口々に今の住民投票条例案の投票内容のままではだめだとか、わかりにくいとか、市民に不誠実だ、開票も必ず行うという文言も入っていないしだめだ、と厳しく言われました。

私は、きのう修正案をまとめて委員会に提出させていただきました。小野田議員も修正案を提案しましたが、いずれも否決となりました。会派がない新城市議会は、私の印象では一人一人の議員、勇気ある決断が今こそ問われております。決断の基準は市民の意見と思いに真っすぐ応えるかどうかです。

私たちは新城市のまちをよりよくする方法を知っております。少なくとも私は、市民の皆さんの大きな運動にかかわる中で、まちをよくする方法を教えてくださいました。それは市民の代表として恥ずかしくない条例をとにかくつくることです。市民の暮らしを応援する予算をつくることです。

今回の場合、9,200名の思いが真っすぐ届く、住民投票条例につくり上げることが、私たち議員の仕事として求められているのではないのでしょうか。

いずれにしても実現したら、新城市初の住民投票になります。このまま市民不在の住民投票条例をつくってしまったら、そのプロセスを含め今後の市政に禍根を残すことになると思います。市民からはこの投票内容では住民投票が骨抜きにされるとか、新たな運動が必要だという切実な声を聞きました。

大切な問題点なので繰り返しになりますが、きのうを含め議員の皆さんとの二日間の質疑の中で不足しているところ、改善点がわかりました。

質疑の中では、ほとんどの議員の皆さんが、この投票内容では市民にとってわかりにくいと口々に指摘されたのではないのでしょうか。私は繰り返して言います。今回の議案の投票

内容には選択肢の2つ、どちらとも見直し見直しなのです。しかし、この見直しを比較する市長案や現計画が入っていないのです。だから投票する市民は混乱するのです。

唯一の条件である市道東新町桜淵線の路線の変更という文章も、市民の方々にはよくわからない、こういう声も寄せられております。多くの議員が、市民が混乱するのではないかと現時点で危惧しているのに、この問題を本当にそのままにしていのでしょうか。原案のまま可決してもよいのでしょうか。

合併から新城は10年で5,000人も人口が減少しています。私は、議員としてこの愛する新城市をよりよくして、人口減に歯どめをかけなくてはなりません。そこには思想信条の違いは関係ないと思います。住民投票が18歳からできるようになる以上、誰でも、誰もがシンプルでわかりやすい投票内容にすることが基本中の基本ではないのでしょうか。

3月議会の私の一般質問でも、市長や当局は5階建て、9,000平米、約50億円の市長案の見直しという答弁は一切しておりません。昨日の部長や課長の説明でも見直しとは言っておりません。

実際に、市長案はしっかりと存在しているのです。今私たちの民主主義が問われております。

昨日の議論を踏まえて、私は市長や議員のために住民投票はあるのではないと言いたいです。この条例の原点は5日間の短い間に集まった9,200名の署名の力です。しかし、条例案は9,200名の市民の思いが反映されていないのです。私は9,200名の署名内容の原点に今こそ立ち返り、9,200名の思いに限りなく近づけるための修正がなされていない現条例案には反対します。

最後に署名の最後の文を読み上げます。

新庁舎建設は後世の市民に責任を持ってパトタッチすべき事業と考えます。市民の直接市政参加で5階建て、50億円の新庁舎建設、

基本計画の見直し、規模縮小及び付け替え道路なしを問う住民投票条例を請求するものです。

以上です。

〔傍聴席にて拍手する者あり〕

○山崎祐一副委員長 傍聴者の皆様に申し上げます。

静かにしていただきたいと思います。

ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それでは、私は賛同者でありますけれども、この新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例について、賛成の立場で討論いたします。

私は、今期で議員として10年目になるわけですけれども、市庁舎に関連しては都度都度の委員会の中の議決を踏んでの今までの市の提案というものを、経過を踏んで認めてきたものであります。

しかし、今回住民投票条例、住民投票すべきであるということで提案者の1名として名を連ねました。というのも、やはり最近といいますか、ここにきてやはり住民投票を求め、見直しを求めて住民投票をすべきだという皆様の声が多いということを感じておるからであります。また、さらに今まで市が提案してきた案、それをまた市がみずから大きな見直しに踏み込もうという今状況にあります。

ということで、今までの案から大きく見直して、市道を付け替えて敷地を大きくするという案ではなくて、体育館側だけで建てるべきというような案もあるということで、そちらの意見、それから今の計画案は粛々として実行していくべきだという案、しかしながら市が大きな見直しに踏み込みでいるという状況を見て、やはりその見直しの方法についてやはりどちらの立場の市民の皆様にももう一度問うべきだということで思って、今回は提案に及んだという思いであります。

それで、市民自治を推進する私たちの本市においては、住民投票条例みずから議会も認めて制定しました。その精神に基づいて、今回の住民投票条例の案においては、市民まちづくり集会の開催、それから現在の新城市の方向であります若者をもっと市政に参加してもらおうという、そういう方向性がありますので、それを踏まえての18歳以上の若者の皆様に投票に参加してもらおうというそういった条項を入れての提案であります。

先ほど、浅尾委員から市のほうと何か打ち合わせがあつてというようなお話がありましたけれども、そんなことはありません。私たちは、市の現在の方向性はとにかく酌んでおりますけれども、今回の提案については私たちの考えに基づいて必要であろうということで提案させていただいております。

ということで、設問方法について議論ありました。その合意に至る4人提案に、最初白井、加藤両委員の提案、そしてそれについて私たちの提案というふうになりまして、そこで合意は至りましたけれども、合意に至ってはお互いがそれを認めて、4人提案ということで今回出した経緯であります。

ということですので、現在の提案については、私はとにかく提案者の1人でありまして賛成ということでよろしく申し上げます。

以上です。

○山崎祐一副委員長 ほかに討論ありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 では、議員提出5号議案新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

理由は、第2条の内容及び第9条の投票用紙の文言が市民にとってわかりにくく、投票時に混乱を来すと考えるからです。

まず、1つ目、市道東新町桜淵線は正式名称ではありますが、一般に認知されていると

は言いがたくわかりにくいこと、そして現在は付け替え道路が市道東新町桜淵線となっているため、二重にわかりにくくなっているということです。

そして、2つ目、路線の変更を伴う現計画の見直し、路線の変更を伴わない現計画の見直しと回りくどい言い回しになっており、何を目的としている住民投票なのかが見えづらくなっていることです。よりわかりやすく、混乱を招かないように、細心の注意を払い条文を制定することが議員の責務であるにかかわらず、このように非常にわかりにくい文言と皆わかっているにもかかわらず、このままの状態では有権者に住民投票を求めることは不誠実であると考えます。

どのような文言になったとしても、説明は必要であり、説明書にて説明をするからよいのではという話も出ていますが、説明書はあくまで不足分を補うものであり、それに頼ることを前提として、この文言でよしとするのは納得しかねます。

以上の理由で本議案には反対いたします。

〔傍聴席にて拍手する者あり〕

○山崎祐一副委員長 静かにしてください。

ほかに討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 改めて、住民投票条例の制定に対する議案に対して、議員提出第5号に賛成の討論をさせていただきます。

本条例の目的は住民投票によって住民の意思を確認することにあります。改めて、4人の議員の共同提案となった経緯とその重さを考えるべきだと考えております。

現在、住民投票条例実施に向けて行われている署名活動によって、多くの皆様が署名をされており。そして、その裏では多くの他の市民の声もあります。

また、この問題については、市長選においても大きな争点となり、そこで一度結論がついていると言えなくもありませんが、改めて

住民投票を行って、再度市民の皆様にご意見を聞くというのが私は重要なことだと考えております。

そして、この今まで新庁舎建設における議論と経緯の説明を、改めて市民の皆様により多くの説明、この土地が決まった経過、そして、今現在の面積になった経過、予算の経過、そして現在市がどういったところを訂正しようとしているか、そして住民投票に向けての活動を行っている皆様とどこの部分が今の案と、意見が相違なのか。そして、今新庁舎に対する皆様方、多くの方は、新庁舎建設に向けての意見は、建てることには賛成という意見を言っております。

そうした中で、見直しの仕方を問うわけです。ありますから、少し聞き方が難しくなるのは当然のことかと思いますが、その部分を補うために情報の提供、まちづくり集会をきちんと行って、それぞれの付け替え道路、つまり市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う、そして伴わないこの案になるとどういったことになるかということ、多くの情報を提供して、多くの皆様に判断をする基準を明確にさせていただいて、全市民が納得する住民投票を行うべきだと私は考えますので、改めて4人の議員の共同提案のこの案を賛成いたします。

以上です。

○山崎祐一副委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一副委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

〔加藤芳夫議員、白井倫啓議員退場〕

○山崎祐一副委員長 これより、議員提出第5号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立採決とします。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一副委員長 起立多数と認めます。

よって、本議案は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審議は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一副委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、総合政策特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 午後 2 時00分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総合政策特別委員会副委員長 山崎祐一